

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730020

研究課題名(和文) 憲法訴訟においてマイノリティの果たす役割に関する憲法学的考察

研究課題名(英文) Constitutional Analysis on Role of Minorities in Judicial Review

研究代表者

大河内 美紀 (OKOCHI, minori)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：20345838

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ合衆国の社会変革において、憲法訴訟が重要な役割を果たしてきたことは論を俟たない。なかでも強固な社会的基盤をもつ主導的なマイノリティ団体(NAACP[全米有色人種地位向上協会]など)が訴訟の担い手となった事例は数多くみられる。しかし、人種マイノリティに関しては近年、アジア系やヒスパニック系など多様なマイノリティ集団が規模を拡大してきており、訴訟における対立構造にも変化が見られる。そのため1960年代のアフリカ系アメリカ人を中心とした反差別運動時にはみられなかった現象として、マイノリティ集団間の対立が訴訟を通じて浮上することがある。その背後には経済格差や社会的基盤の広狭の格差が存在する。

研究成果の概要(英文)：In United States Judicial Review System plays important role in social development. Famous minority groups (ex. NAACP) have beard crucial responsibility in such cases. But recently diversity of racial groups becomes enhanced. Asian or Hispanic groups strengthen their presence. On that account changes can be seen with regard to the conflict on legal cases. Unlike 1960's in which African American groups played main role in Civil Rights Movement, conflicts between racial minorities can be seen in current cases. Possible causes include: economic disparities, partial social infrastructure.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 アメリカ 憲法訴訟 マイノリティ

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における構造改革と「公共の担い手」の未成熟がもたらす問題

1990年代以降に顕著になった構造改革あるいは政治社会の新自由主義化によって、日本においても、従来国家の役割とされてきた領域からの公の撤退が進行している。こうした状況を捉えて、日本の憲法学・公法学は、公私二分論の見直しや「新しい公共」をめぐる議論を展開させてきた。そこにおいては、社会の諸領域において現出しつつある国家の撤退という現象の分析と、それに代わる「公共」の在り方が模索されてきたと言える。行政における公私の協働や、国家以外の公共の担い手としての団体論・地方自治論に近年光が当てられているのも、この文脈に位置づけることができる。

しかしながら、現実には、これらの新しい「公共の担い手」が十分には機能しているとは言いがたい。その結果、国家の撤退した領域において、社会保障や教育、就労等の機会を十分に得られない人々が増加してきている。こうした社会的排除はさまざまな場面でみられるが、それがもっとも深刻に現れるのは、共助のための自治組織・利益集団を形成できないマイノリティが構造的に排除されるケースである。

(2) ケース・スタディとしての合衆国

こうした深刻な社会的排除は、日本固有の問題ではない。多民族国家で知られるアメリカ合衆国においては、これは移民排斥運動や人種間経済格差の問題として古くから論じられてきており、グローバル化が進展する現在ますますその重要性が高まっている(堤未果『貧困大国アメリカ』(岩波書店、2008年)、B.エーレンライク『ニッケル・アンド・ダイヤモンド』(東洋経済新報社、2006年))。また、こうした格差や社会的排除がもたらす国民統合の危機については、「文化闘争」として、憲法学をはじめとする司法の場面においてそれといかに向き合うかが論じられてきている(志田陽子『文化闘争と憲法理論』(法律文化社、2006年))。

そのアメリカにおいて、近時、アフターマティヴ・アクションをめぐるマイノリティ問題が再燃していることも特筆に値する。今日の日本における社会的排除を考える上では、共助の受け皿を持たないマイノリティの状況を検討することは欠かせない。そのためには、これと同種の社会的排除と先行して向き合ってきた、そして今日もなお向き合い続けている合衆国における諸議論を検討することは、日本におけるこの課題の克服にきわめて重要かつ積極的な示唆を与えるものと

考えられる。

2. 研究の目的

合衆国の社会統合に対して、憲法は一定の役割を果たしてきたといわれる。とりわけ違憲審査制度はその重要なツールと位置づけられてきた。しかし、現在合衆国各地で起っているアンチ・アフターマティヴ・アクション訴訟では、違憲審査制度が逆向きに、すなわち統合を解体する方向で作用しているのではないか。本研究は、こうした状況を検討することで、合衆国における社会的排除の実相を明らかにし、その解決策を模索することを目的と定めた。

3. 研究の方法

本研究では、第一に、合衆国におけるマイノリティの政治参加をめぐる議論動向およびその制度の変遷を追跡調査する。その際、カリフォルニアおよびミシガン州におけるアフターマティヴ・アクション政策の転換が住民投票に基づく州憲法改正という形式によってなされたことが、マイノリティの政治参加という観点からどのように評価されるのかに着目することとする。これは、1996年にカリフォルニア州において可決成立し、大きな議論を呼んだアンチ・アフターマティヴ・アクション・イニシアティヴとほぼ同様の内容を持つイニシアティヴが2006年にミシガン州で可決され、近時の大きな論題となったことに拠る。

第二に、既存の憲法学でもしばしば取り上げられてきた学校における差別の問題に再び光を当て、そこにおいて社会における統合と排除がいかにして論じられてきたのかを明らかにする。その際には、既存の研究に多くみられる違憲審査基準の問題に傾斜するのではなく、訴訟という場を通じて言説化された「平等」や「統合」の具体的内容を検討することに、その主眼を置く。

第三に、それを踏まえて、このマイノリティ政策の軌道修正に関する合衆国憲法学の反応およびその議論動向を検討・分析をする。その際、1960年代～70年代のマイノリティ問題においては白人対黒人という二項対立的図式が主流であったのに対し、近時こうした図式が崩れつつあることにかんがみ、これまで典型的マイノリティとされてきたアフリカ系アメリカ人ではなくアジア系アメリカ人に対する差別・排除を主たる検討対象とする。

以上の検討を通じて、合衆国において、現在、マイノリティに対する差別・排除が憲法上どのように位置づけられ、また、国民統合のために憲法学が何をすべきと考えられている

るのかを明らかにする。

4. 研究成果

(1) マイノリティ団体と憲法訴訟

アメリカ合衆国の社会変革において、憲法訴訟が重要な役割を果たしてきたことは論を俟たない。なかでも強固な社会的基盤をもつ主導的なマイノリティ団体が訴訟の担い手となった事例は数多くみられる。その代表的な例が、人種別学をめぐるブラウン判決 (Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).) である。この訴訟を実質的に支えた NAACP (National Association for the Advancement of Colored People : 全米有色人地位向上協会) は 1909 年に結成された合衆国で最も歴史のある人種差別是正を目的とする団体であり、早い段階から裁判所を舞台とした差別是正の活動を行ってきた (なお、NAACP がサポートをした初期の事例として、Guinn v. United States, 238 U.S. 347 (1915)がある。)

1950 年代に入ると、後にアフリカ系アメリカ人として初の連邦最高裁判官となるサーグド・マーシャルを長とする NAACP LDF (NAACP Legal Defense and Education Fund) が高等教育機関における人種隔離政策をターゲットとする訴訟を戦略的に展開し、一定の成果を得るようになる (この時期の事例として、Missouri Ex Rel. Gaines v. Canada, 305 U.S. 337 (1938); Sweatt v. Painter, 339 U.S. 629 (1950); McLaurin v. Oklahoma State Regents, 339 U.S. 637 (1950).など)。その到達点となったのが、ブラウン判決である。この判決を機に公民権運動はさらに活性化し、公民権法 (1957 年、1964 年、1968 年) や選挙権法 (1965 年) の制定へとつながっていった。これらの立法運動においても NAACP は大きな役割を果たした。

このように、1960 年代ころまではアフリカ系アメリカ人に対する差別の是正が人種差別運動の中心が課題であり、運動の担い手もアフリカ系アメリカ人を中心とするマイノリティ団体であったことがわかる。

(2) マイノリティの構造変化

しかし、人種マイノリティに関しては近年、アジア系やヒスパニック系など多様なマイノリティ集団が規模を拡大してきており、アメリカ合衆国の社会構造に大きな変化をもたらしている。2013 年の人口統計によれば、合衆国人口のうち白人 (ヒスパニック系・ラテン系を除く) の占める割合は 62.6%、ついでヒスパニック系 (ラテン系含む) 17.1%、アフリカ系 13.2%、アジア系 5.3%、ネイテ

ィヴ・アメリカン 1.2%となっている (USCB 人口調査)。

とくにヒスパニック系とアジア系は西部の州に居住する住民が多く、ヒスパニック系住民の人口が最も多いカリフォルニア州では、2013 年時点で白人 (ヒスパニック系・ラテン系を除く) の割合は 39.0%、ヒスパニック系は 38.4%、アジア系も 14.1%にのぼっている。これらの地域では、人種問題はもはや 1960 年代のようなアフリカ系アメリカ人と白人と対立構造で捉えることは不可能となってきた (1960 年の人口統計によれば、当時は白人が 88.6%、非白人が 11.4%、非白人の内訳はアフリカ系 10.5%、その他が 0.9%であった。USCB 人口調査)。

(3) マイノリティの構造変化が訴訟に与える影響

こうした構造の変化は、マイノリティをめぐるさまざまな憲法訴訟のなかにも現れてきている。それを典型的に示した事例として、Ho by Ho v. San Francisco United School District 事件 (Ho by Ho v. San Francisco United School District, 965 F. Supp. 1316 (1997).) をあげることができる。これはカリフォルニア州ロウエル高校が一種のアファーマティヴ・アクションとして学生定員の 40%以上をひとつのエスニックまたは人種集団が占めてはならないとする「40%ルール」を採用していたところ、これが人種差別に当たるとして中国系アメリカ人学生が提起した訴訟である。この訴訟は原告の勝訴となり、当該 40%ルールは破棄されたが、その結果アフリカ系アメリカ人の学生の占める割合が有意に低下したとされている。

アファーマティヴ・アクションのリーディング・ケースであるバッキ判決 (Regent of the Univ. of Cal. v. Bakke, 436 U.S. 265 (1978).) と同様に、これまでに提起されたアファーマティヴ・アクション訴訟の多くは白人を原告とするものであった。しかし、今日採用されているアファーマティヴ・アクションのなかにはその対象からアジア系を排除しているものもあり、アファーマティヴ・アクションの是非をめぐるマイノリティ集団間での対立を生ぜしめている (Grutter 判決および Gratz 判決で合憲性が争われたミシガン大学で採用されていたアファーマティヴ・アクションは、その対象を「代表されていないマイノリティ」と定義していたが、実際の運用上はアフリカ系、ヒスパニック・ラテン系およびネイティヴ・アメリカンを対象としており、アジア系は含まれていなかった。)

こうした状況をさらに加速させているのは、アメリカ合衆国における州経済の疲弊で

ある(安岡: 47~79頁)。1960年代においては主に南部諸州に残存する人種差別を連邦司法部が是正するという構図が存在したのに対し、1980年代ごろには多くの州は連邦法よりも進んだ人権立法を定めるに至っていた。しかし、2008年のリーマン・ショック以降、財政危機に直面した多くの州は人権担当部門の業務の統合・縮小・削減を進めた。その結果、人種間の不平等が拡大しているとの指摘がある(安岡: 49頁)。なかでも注目すべきは、こうしたなかで、特にそのしわ寄せが比較的母数の少ないマイノリティに集中している点である。この問題を警告するWCAN(Washington Community Action Network)は、これまでアフリカ系、アジア系、ネイティブ・アメリカンと人種別に設けられていた部署がひとつの委員会に統合された結果、各人種に固有で、見過ごされがちな問題に目が行き届かなくなると批判している(WCAN: 34頁)。これは社会的基盤の広狭の格差が経済的格差を再生産する可能性を示すものといえる。

(4) 司法部門による対応

しかしながら、司法部門はこうした状況に対し有効な処方箋を提示しえていないと考えられる。1960年代の公民権運動の時代にはリベラルの橋頭堡として人種差別是正に積極的な役割を果たしたと評価されるアメリカ連邦最高裁は、しかし、1970年代以降保守化の傾向にあると言われる。実際に、保守的な政治信条を持つことで知られる連邦最高裁裁判官アントニン・スカリアらの唱える「原意主義」という解釈方法論は連邦最高裁のなかで実践的影響力を高めてもいる(大河内②: 64頁)。そのため、司法部門の機能不全の要因を連邦最高裁の保守化に求めることも不可能ではない。

だが、連邦最高裁の示した修正14条解釈に着目する限り、必ずしもアファーマティブ・アクションに否定的とばかりは言い切れない。大学入試におけるアファーマティブ・アクションに関するGrutter判決(Grutter v. Bollinger, 539 U.S. 306 (2003).)およびGrantz判決(Grantz v. Bollinger, 539 U.S. 244 (2003).)は、目的が「良性」のものであっても「疑わしい区分」を用いたアファーマティブ・アクションについては厳格審査基準をもって審査することを示し、かつ、Gratz判決では一律加点制度を違憲とする一方でGrutter判決では多様性の確保のため人種を考慮することは合憲とした。これにより、アダランド判決(Adrand Constructors v. Pena, 515 U.S. 200 (1995).)によって示された、アファーマティブ・アクションも厳格審査基準の適用をうけるという流れが決定付けられ

ることとなった。それと同時に、従来とは異なり、厳格審査基準の下でも一定の要件を満たせばアファーマティブ・アクション政策が合憲と成りうる可能性が提示されたことで、連邦最高裁は、「疑わしい区分」には厳格審査基準を用いるという従来の基準の枠組みを取りつつも実質的には厳格審査基準を柔軟化させることにより、個別的な判断の余地を残したとも解された(許容される目的としては①過去の差別の除去と②多様性の確保が、許容される手段としては①人種が支配的要因でないこと、②時限措置であること、③定期的に見直すこと、などが示された。)

これに対し、連邦最高裁のスタンスがさらに問われることとなったのは、2014年のSchuette判決(Schuette v. Coalition to Defend Affirmative Action, 572 U.S. (2014).)である。この判決において連邦最高裁は、上述のGrutter判決およびGrantz判決の舞台となったミシガン州で2006年に成立したアンチ・アファーマティブ・アクション・イニシアティブに基づく憲法修正を合憲と判断した。すなわち、連邦最高裁は、この問題をアファーマティブ・アクションそれ自体の合憲性を争うケースとはことなり、「州の選挙民がそうした人種にもとづく優遇措置を禁止することを選ぶか否かの問題」であるとした上で、州民はそれを決定する権限を持つと述べた。これにより、ミシガン州でアファーマティブ・アクションが廃止されたことは合憲と判断された。他方で、連邦最高裁は、この判断はあくまで州憲法改正にかんするものであり、アファーマティブ・アクションに関する既存の判例の有効性を失わせるものではないことを付言している。

連邦最高裁のこうした姿勢は、アファーマティブ・アクションに対しなお完全にこれを否定するものではないという慎重な姿勢を示したものとみることできる。しかし、マイノリティへの優遇措置の廃止を住民発案という多数決的手法によって決定することの問題性はすでに指摘されており、下級審においてはそれを理由に同種の憲法修正を違憲と判断した事例も見られる(Coalition for Economic Equity v. Wilson, 946 F. Supp. 1480 (1996).など)。再度の憲法修正という手法に訴えることのできないマイノリティにとっては、州憲法の改正によってアファーマティブ・アクションを禁止することは政治過程を不平等に再編成することであり、コミュニティの政治への完全な参加の権利を否定するものであるとの主張に対し、連邦最高裁は十分な応答を行っていない。

人種対立構造の複雑化および経済危機を背景として、マイノリティへの差別問題が一層解きがたくなっている状況下において、現

在の連邦最高裁の判断枠組みはそれを解決するに十分なものとはなっていない。修正 14 条解釈の精緻化とともに、多様なマイノリティに対し実質的に等しく政治参加のチャンネルを開くための法理論の構築が求められる。

【参考文献】

- ・安岡正晴「アメリカ各州における人種行政の現段階とその問題点：政策支出の計量分析を通じて」国際文化学研究（神戸大学大学院国際文化学研究科紀要）38号（2012年）
- ・Washington Community Action Network, *Facing Race: How Budget Cuts Are Increasing Racial Disparities* (2011)
- ・大河内美紀「『司法審査の正当性を問うこと』について」辻村みよ子・長谷部恭男『憲法理論の再創造』（日本評論社、2011年）
- ・大河内美紀②「アメリカ合衆国における表現の自由と『原意』」憲法問題 25号（2014年）63～74頁
- ・大河内美紀③「カリフォルニア州憲法修正案 209号差し止め訴訟」名古屋大学法政論集 225号（2008年）
- ・United States Census Bureau
<http://www.census.gov/en.html>

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

[雑誌論文]（計 2 件）

- ① 大河内美紀、「司法のグローバル化とその困難」、名古屋大学法政論集、査読なし、255 巻、2014 年、519～553 頁
- ② 大河内美紀「合衆国における表現の自由と『原意』」、憲法問題、査読あり、25 号、2014 年、63～74

[学会発表]（計 2 件）

- ① 大河内美紀、「日本の最高裁判所の近時の動向」、日露法カンファレンス、2013 年 9 月 23 日、モスクワ（ロシア）
- ② 大河内美紀、「Affordable Care Act 合憲判決（2012 年 6 月 28 日アメリカ連邦最高裁）」、中部憲法判例研究会、2012 年 10 月 21 日、南山大学（愛知県名古屋市）

6. 研究組織

(1)研究代表者

大河内 美紀 (OKOCHI, Minori)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20345838

(2)研究分担者：なし

(3)連携研究者：なし